

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく事務の委任の廃止の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事から、知事の権限に属する事務の一部の教育委員会への委任を廃止することについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第26号の規定により議決を求めます。

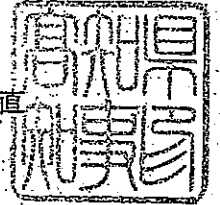
高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等すること。

高知県教育長 田村 壮児 様

高知県知事 尾崎 正直



事務委任の廃止の協議について

このことについて、平成 29 年度組織改正により、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年 3 月 29 日条例第 12 号）、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年 3 月 29 日条例第 13 号）及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成 24 年 10 月 16 日条例第 55 号）の所管を知事部局に移管することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定による事務の委任について、廃止の協議をします。

記

委任を廃止する事務

- 1 平成 8 年 4 月 1 日告示第 230 号
高知県立県民体育館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関すること。
- 2 平成 8 年 4 月 1 日告示第 231 号
高知県立武道館の利用料金の承認並びに使用料の減免及び還付に関すること。
- 3 平成 24 年 12 月 14 日告示第 743 号
高知県立弓道場の利用料金の承認等（準備行為を含む。）並びに使用料の減免及び還付に関すること。

参考資料 1

地方自治法の規定に基づく事務の委任の廃止の協議議案説明

このことについて、平成29年度組織改正により、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年3月29日条例第12号）、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年3月29日条例第13号）及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年10月16日条例第55号）の所管を知事部局に移管することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による事務の委任について、廃止しようとするものである。

1 委任が廃止される事務

・高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年3月29日条例第12号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事務

ア 利用料金の承認に関すること（条例第9条）

イ 使用料金の減免及び還付に関すること（条例第12条）

・高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年3月29日条例第13号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事務

ア 利用料金の承認に関すること（条例第9条）

イ 使用料金の減免及び還付に関すること（条例第12条）

・高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年10月16日条例第55号。以下この号において「条例」という。）に関する次に掲げる事務

ア 利用料金の承認に関すること（条例第11条）

イ 使用料金の減免及び還付に関すること（条例第14条）

2 委任廃止の理由

高知県立県民体育館・武道館・弓道場の設置及び管理に関する条例の所管が平成29年4月1日に知事部局に移管されることに伴い、委任された事務が廃止されるため。

地方自治法（抜粋）

第五款 他の執行機関との関係

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。